

高齢者雇用に役立つ 助成金のご案内

65歳超継続雇用促進コース

人手不足・・・

定年を引き上げて長く働いてもらいたい



65歳超継続雇用促進コースとは

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置と対象人数によって一定額を助成します。

支給額

15万円～160万円

実施した制度 引上げた年齢 対象被保険者	定年引上げ又は定年の廃止					継続雇用制度の導入	
	65歳	66～69歳		70歳以上 (旧定年が70歳未満に限る)	定年の定め廃止 (旧定年が70歳未満に限る)	66～69歳	70歳以上 (旧定年及び継続雇用年齢が70歳未満に限る)
1～3人	15万円	5歳未満 20万円	5歳以上 30万円	30万円	40万円	15万円	30万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円	25万円	50万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円	40万円	80万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円	60万円	100万円

※実施した制度、引き上げた年数、対象被保険者数に応じて定額が助成されます。

主な支給要件

①定年の引上げ等の制度の実施をしていること

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施していることを就業規則等で確認します。

②対象被保険者が1人以上いること（支給申請日前日において以下の④及び⑤に該当していることを確認します）

- ④事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、支給申請日前日において60歳以上の雇用保険被保険者である。
- ⑤改正前後の就業規則の適用者であり、定年前の無期雇用労働者又は無期雇用契約の定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者。

③対象経費が発生していること

社会保険労務士等の専門家に就業規則の改正を委託して経費が発生しており、その契約、支払いについて書類で確認できること。

④高年齢者雇用管理措置を実施していること

高年齢者雇用等推進者の選任及び55歳以上の高年齢者に対して高年齢者雇用管理措置に関する措置を1つ以上実施していること。

詳しい内容につきましては、裏面の「お問い合わせ先」にご連絡ください。

高年齢者無期雇用転換コース

人手不足・・・



スキルのある従業員を
無期雇用に転換したい

高年齢者無期雇用転換コースとは

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用転換制度に基づき、無期雇用労働者に転換させた事業主に対して一定額を助成します。

支給額

- 対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）

制度の実施例

就業規則に規定した転換制度に基づき、1年ごとに雇用契約を更新してきた57歳の有期契約労働者を期間の定めのない雇用契約に変更した場合



対象となる労働者の主な要件

- 支給対象事業主に雇用される期間が、転換日において通算して6か月以上5年以内で、50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者であること
- 転換日において64歳以上でないこと
- 派遣労働者でないこと
- 転換日から支給申請日の前日において、当該事業主の雇用保険被保険者であること

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者評価制度等雇用管理改善コースとは

高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度（賃金制度、健康管理制度等）の整備に係る措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

支給額

支給対象経費は、①雇用管理制度の導入等に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費、②雇用管理制度の実施に伴い必要となる機器等の導入に要した経費です。支給対象経費（上限50万円）に60%（中小企業事業主以外は45%）を乗じた額を支給します。

※初回の支給対象経費については、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします（2回目以降は50万円を上限とする実費）

制度の実施例

雇用管理制度の整備とは、高年齢者の職業能力を評価する仕組みによる賃金や人事処遇制度の導入、短時間勤務制度や隔日勤務制度の導入、研修制度の導入などが該当します。

お問い合わせ先



独立行政法人 高齡・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部

〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 Tel 06-6431-8201 Fax 06-6431-8220